

# 令和7年度 給与支払報告書 提出についてのお願い



©浜松市 出世大名 家康くん

浜松市 財務部市民税課  
特別徴収グループ

# ・給与支払報告書の提出期限について

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書の提出期限は、令和7年1月31日（金）です。

提出期限を過ぎたものについては、通常の納期（12回）の特別徴収税額決定通知書を送付できない場合がありますのでご注意ください。

## ・所在地・名称等の確認について

事業所の所在地・名称・送付先等に変更があった際は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」のご提出をお願いいたします。

## ・指定番号の入力について

指定番号の欄は、浜松市の指定番号（10桁）の入力をお願いいたします。

# ・給与支払報告書 提出時の注意

普通徴収理由に該当し、個人市・県民税を普通徴収で納付する方の給与支払報告書（個人別明細書）は、

「普通徴収」欄を入力するとともに

「摘要」欄に該当する普通徴収理由の「符号」を

必ず記載してください。

※普通徴収理由の「符号」は次のページをご確認ください。

符号	普通徴収理由
普 A	総従業員数が 2 人以下 (下記「普 B」～「普 F」に該当する他市区町村分を含む全ての従業員数を差引いた人数)
普 B	他の事業所で特別徴収 乙欄給与 (特別徴収希望者を除く)
普 C	給与が少なく税額が引けない 給与支払額が 9 6 万 5 千円以下
普 D	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
普 E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)
普 F	退職者又は退職予定者 (令和 7 年 5 月末日まで)

# ・特別徴収の徹底について

浜松市では、静岡県内の全市町とともに「特別徴収義務者」の指定を徹底する取組を推進しています。

そのため、「特別徴収義務者であること」が事業所や個人事業主に関する補助金申請及び入札参加の条件となります。

特別徴収義務者指定の要件を備えている事業所や個人事業主が、特別徴収を行っていない場合は、浜松市の補助金申請及び入札への参加ができない場合があります。

# ・特別徴収税額通知の受取方法

特別徴収税額通知の受取方法は、給与支払報告書を提出する際の選択により、下記の4パターンとなります。特別徴収義務者用と納税義務者用それぞれについて受取方法を選択し、電子データを選択した場合は「特別徴収税額通知に関するお知らせ」を受け取るメールアドレスを設定してください。

	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	電子データ	電子データ
②	電子データ	書面
③	書面	電子データ
④	書面	書面

※特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データについての詳細は、右記eLTAXホームページをご覧ください。

特徴税通（納税義務者用）  
特設ページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>



# ・eLTAXを利用した電子納税について

地方税共通納税システムをお使いいただくと、個人住民税（給与特徴・退職所得に係る納入申告）が電子納税できます。

詳細はeLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX よくあるご質問

<https://eltax.custhelp.com/>



# 地方税 共通納税システムで 業務効率化!

1000以上の金融機関が参加!



**納税者のみなさまにご報告!** 詳しくは裏面を見てね!

- 金融機関窓口等へのお出かけ不要!!
- 全地方公共団体へ一括で納税できる!!
- ダイレクト納付ができる!!
- 手数料無料!! **0円**

## 地方税の納税が変わる! これまでとこれから!

オフィスや自宅でラクラク電子納税!

**Before** これまでは...

- 納付書や取送金票が納付先の自治体ごとに異なり事務処理がとても煩雑...
- 金融機関の窓口が混雑している場合は長時間待たないといけない...
- そもそも金融機関まで足を運ぶのが面倒...
- 特に個人住民税の納付事務は毎月発生し事務負担が大きい...

**After** 地方税共通納税システムを使うと!

- 金融機関の窓口に出向くことなく、オフィスや自宅からPCで電子納税できる!
- 事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する「ダイレクト納付」ができる!
- 電子申告から納税までワンストップで手続きできる!
- 複数の自治体に一括で納付できる!
- 納付先の自治体の指定金融機関でない金融機関からでも納付できる!

### よくあるご質問 Q & A

<p><b>Q</b> 地方税共通納税システムで納税できる税金の種類は?</p>	<p><b>Q</b> 利用できる時間は?</p>	<p><b>Q</b> ダイレクト納付とは?</p>
<p><b>A</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人都道府県民税</li> <li>● 法人事業税</li> <li>● 特別法人事業税 (地方法人特別税)</li> <li>● 法人市町村民税</li> <li>● 事業所税</li> <li>● 個人住民税 (給与特例) (以課所得に係る納入申告)</li> </ul>	<p><b>A</b></p> <p>平日および月末最終土曜日と翌日の日曜日の8時30分から24時までご利用できます。</p> <p>※別途、休日に利用できる日があります。</p>	<p><b>A</b></p> <p>事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。</p>



**ご利用者の生の声を紹介します!**

銀行に行く手間も時間もなくなり、他の仕事も捗ります! 全国の自治体に一括で納付できるのも便利です!